

商工第 220 号
令和 4 年 1 月 8 日

岩手県商工会議所連合会 会長
岩手県商工会連合会 会長
岩手県商店街振興組合連合会 会長
岩手県中小企業団体中央会 会長
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長
公益財団法人岩手県観光協会 理事長
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、本日、県内において感染経路不明のオミクロン株による市中感染が初めて確認されたことから、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 46 回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、現在、まん延防止等重点措置を発令した広島県、山口県、沖縄県のほか、東京都、大阪府などの大都市圏で、オミクロン株によって連日、新規感染者数が倍々となるような感染拡大が確認されているなど、県内においても感染拡大地域と同様、急速な感染拡大が懸念されることから、本日、「岩手警戒宣言」を行い、感染対策の一層の徹底に取り組むことといたしました。

また、当部からは、感染が拡大した際の、いわて旅・いわての食応援プロジェクトの取扱いについて報告するとともに、知事からは、県民の皆様には、更なる感染拡大を防ぐために、危機感を持って基本的な感染対策の再徹底をお願いすることなどのメッセージが発出されました。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容や知事メッセージ等について御了知いただき、会員等の皆様へ一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくことについての周知徹底に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第46回本部員会議
知事メッセージ（令和4年1月8日）

本日、県内においてオミクロン株による市中感染が初めて確認されました。

現在、まん延防止等重点措置を発令した広島県、山口県、沖縄県のほか、東京都、大阪府などの大都市圏で、オミクロン株によって連日、新規感染者数が倍々となるような感染拡大が確認されております。

県内においては、県全体の10万人当たりの直近1週間の新規感染者数は2.7人（1月8日現在）とレベル1の状況ではありますが、オミクロン株による市中感染が複数確認されたことから、感染急拡大地域と同様、急速な感染拡大が懸念されます。

このように感染のリスクが高まっていることから、本日、「岩手警戒宣言」を行い、県民一丸となって感染対策の一層の徹底に取り組みたいと思います。

県民の皆様には、移動や外出について制限をお願いするものではありませんが、更なる感染拡大を防ぐために、危機感を持って基本的な感染対策の再徹底をお願いします。

- ・ 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しく着用すること、こまめな手洗い、手指消毒、三密回避など、基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・ 移動する場合には、移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動するようお願いします。
感染が拡大している地域との往来は慎重に判断するようお願いします。
- ・ 会食については、感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。
食事中であっても会話をする際は、マスク着用をお願いします。
- ・ 職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策の徹底をお願いします。

明日（1月9日）から、ワクチン接種の有無に関わらず、熱や咳などの症状のない方で、例えば、感染拡大地域を往来した方、感染拡大地域の方と接触の機会が多い環境にある方など、感染に不安を感じる方に、無料でPCR検査や抗原検査を実施します。

症状のある方は、外出や移動を控え、医療機関に電話した上で、受診するようお願いいたします。

感染拡大を抑止するためには、感染を早期に探知することが重要ですので、よろしく申し上げます。

県民の皆様には、感染された方やその家族に対する誹謗中傷や差別的な行為を決して行わず、優しく接して頂くよう改めて申し上げます。

コロナの感染拡大を防ぎ、感染リスクを低く抑えていくことで、社会活動、経済活動を行うことができます。県民一丸となって感染拡大防止を徹底して参りましょう。

なお、更なる感染拡大や、医療がひっ迫する恐れがある場合には、県独自の緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置により、県民の皆様に対する行動抑制を含む強い感染対策の実施も検討しなければなりません。そのような状況にならないよう県民の皆様にも感染対策の協力をよろしく申し上げます。

令和4年1月8日
岩手県知事 達増 拓也

岩手県における新型コロナウイルス感染症に関する見解

令和4年1月8日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策専門委員会

新型コロナウイルス感染症について、国内においてオミクロン株による市中感染例が継続して確認されていることを踏まえ、下記のとおり専門委員会の見解を示します。

記

1 現状分析

(1) 国内での確認状況について（国公表資料等から）

ア 1月7日現在、オミクロン株による感染確定例は2,034例、うち国内輸入関連症例は1,118例となっている。

イ いわゆる市中感染（海外渡航歴がなく、これまで判明したオミクロン株確定例とのリンクが確認されていない感染例）については、全国各地において916例が確認されている。

(2) オミクロン株の性状等について（国立感染症研究所第5報抜粋）

ア 感染・伝播性：流行が先行した海外では、高い実効再生産数、倍加時間の短縮、感染者数の高い増加率等が報告された。国内の積極的疫学調査から得られた暫定的な結果からは、従来株やデルタ株と比較し、感染・伝播性はやや高い可能性がある。

イ ワクチン効果等：ワクチンで誘導される抗体の試験管内での評価や疫学的評価から、ワクチン2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較してオミクロン株への感染では低い可能性が示されている。

ウ 重症度：国内外のデータから、デルタ株と比較してオミクロン株では重症化しにくい可能性が示唆されるが、更なる知見の集積が必要である。

(3) 行政の対応状況

ア 検査体制については、当面、スクリーニング検査（L452R変異株PCR検査での陰性確認）によりオミクロン株の可能性のある検体を検出し、ゲノム解析により確定例か否かを判断するが、県内においては、県環境保健研究センターでスクリーニング検査及びゲノム解析を実施することとしている。

イ 県内においてオミクロン株の感染患者（疑い患者を含む。）が確認された場合は、原則として医療機関に入院し、陰圧管理された個室で療養することとされているが、感染急拡大時の対応として、宿泊療養・自宅療養とすることも可能とされている。

ウ オミクロン株の感染患者（疑い患者を含む。）の濃厚接触者と判断された方が、県内に滞在している場合は、宿泊療養施設に入所し、毎日の健康観察と定期的なPCR検査を実施することとしている。なお、感染急拡大時の対応として、自宅等での待機も可能とされている。

2 専門委員会としての見解

(1) リスク評価

ア 全国的な感染リスクに関しては、新規感染者数が年末・年始にかけて急増していること、デルタ株からオミクロン株へと置き換わりが進みつつあること等から、今後、さらに感染が急拡大する恐れが強い。引き続き、国立感染症研究所における評価や諸外国の動向を注視する必要がある。

イ 岩手県の感染拡大リスクについては、海外渡航歴や県外移動歴のある方からオミクロン株が確認され、さらに、今般、感染経路不明のオミクロン株感染の事例（県内における市中感染）が確認されるなど、年末年始の移動や国内の感染拡大の影響により、感染拡大の兆候が見受けられる。

(2) 県民の皆さんへのアドバイス

ア 基本的な感染対策（飛沫防止効果の高い不織布マスク等の正しい着用、手洗い・手指消毒、ゼロ密、換気等）は、オミクロン株に対しても有効であり、季節性インフルエンザやその他の感染症対策の観点からも、日常的に励行することを推奨します。

イ 年末年始期間終了後の県内の感染リスクを踏まえると、不急の行動に関する自粛を含めて十分な注意が必要な状況となっています。今後急速に感染が広がっていくことも想定すべき状況にあるとの認識をもつことが必要です。

普段会わない人々との交流や人の移動の活発化により感染が拡大するおそれがあることから、職場の同僚や友人など親しい間柄であっても基本的な感染対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動を控えた上で、必要な社会活動、経済活動を行っていただくようお願いします。

ウ 会食については、換気等の感染防止対策がしっかりしている第三者認証店を利用するとともに、会話時にはマスクを着用すること、ワクチン接種を前提とすること等を推奨します。併せて、自主的な健康観察（会食前後7日程度）を心がけてください。

エ 都道府県をまたぐ移動に関しては、新型コロナウイルス感染症の動向、特に今後急速に感染拡大する可能性のあるオミクロン株による市中感染の状況を注視しながら、特に感染が拡大している地域や市中感染が確認されている地域との往来については、慎重な検討が必要と考えます。

オ 発熱や咳等の症状がある場合は、外出や面会を控え、医療機関での受診・検査を行うよう強く推奨します。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

令和4年1月7日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関してまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨及び次の事項を公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和4年1月9日から1月31日までとする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなると認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

広島県、山口県及び沖縄県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症

岩手警戒宣言

令和4年1月8日

岩手県

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(1) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の再徹底をお願いします。

職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策の徹底をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等*）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- ・ 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。
重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年12月版）」（厚生労働省）

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。
- ・ 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。
- ・ 感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。

※ **それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続**

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(2) 感染が拡大している地域との往来

感染が拡大している地域との往来は慎重に判断するようお願いいたします。

移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動するようにお願いします。

まん延防止等重点措置区域

広島県、山口県、沖縄県

直近1週間の新規患者数(対人口10万人)が、15人以上の地域※

東京都、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、広島県、山口県、沖縄県

※ 1月7日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開しています。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(3) 学校へのお願い

(県立学校)

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を継続する。特に児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を伴うものについては、感染防止対策を徹底する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、十分な感染防止対策を行った上で実施する。
- ・ 部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、県外の学校と行う練習試合等は、事前に遠征先の地域の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断する。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応する。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

3 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

PCR等の無料検査の一般検査（感染不安がある方の無料検査）について

1 PCR等検査の無料化

県内でオミクロン株の市中感染が確認されたことから、感染リスクが高い環境にある方など、感染不安を感じる無症状の県民の方のPCR検査等の無料化を実施しますので、該当する方は検査を受けていただくようお願いします。

2 一般検査の実施について

(1) 検査機関

薬局など県内 32 カ所の検査機関で実施（1月8日時点）※別紙一覧

※ 予約は不要ですが、事前に検査方法や開設時間等をご確認ください。

(2) 対象者

熱や咳などの症状がない方で、感染不安を感じる岩手県民の方

（ワクチン接種の有無は問いません）

○ 以下のような例が想定されます。

- ・ 感染が拡大している地域やオミクロン株の感染が確認されている地域を往来した方。
または当該地域の方と長い時間飲食などを共にした等により感染不安を抱える方。
- ・ 仕事などで感染拡大地域の方との接触の機会が多い環境にある方。

(3) 検査期間

令和4年1月9日（日）から令和4年1月31日（月）まで

※ 感染拡大の状況等により延長する場合があります。

(4) その他

検査を受けられる方は、身分証明書（岩手に在住していることが確認出来るもの）を持参してください。

岩手県新型コロナウイルス感染症PCR等検査促進事業 登録申請事業者一覧

番号	地区	名称実施場所	実施場所所在地	問い合わせ先 電話番号	事業開始日	PCR 等検査	抗原定性 検査
1	盛岡	盛岡市指定PCR検査所	盛岡市中ノ橋一丁目1-10 プラザおでっ1F	03-4333-1640	令和3年12月22日	○	
					令和3年12月24日		○
2	盛岡	スタイル薬局	盛岡市青山3丁目6-2	019-646-5757	令和3年12月22日		○
3	盛岡	せんぼく調剤薬局	盛岡市仙北3丁目13-22	019-635-0330	令和3年12月22日		○
4	盛岡	なごみ薬局	盛岡市上堂1丁目18-26	019-648-0753	令和3年12月22日		○
5	盛岡	ポブラ薬局	盛岡市名須川町27-42	019-652-2793	令和3年12月22日		○
6	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡永井店	盛岡市永井22地割37-1	019-637-5557	令和3年12月22日	○	○
7	盛岡	ウエルシア薬局 西松園店	盛岡市西松園4-20-1	019-663-6100	令和3年12月22日	○	○
8	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡前九年店	盛岡市前九年3-6-26	019-641-5811	令和3年12月22日	○	○
9	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡本宮店	盛岡市本宮6-1-65	019-636-1008	令和3年12月22日	○	○
10	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡本町店	盛岡市本町通2-13-8	019-604-7383	令和3年12月22日	○	○
11	盛岡	すみれ薬局	盛岡市西青山2丁目18番57号	019-645-2311	令和3年12月22日	○	○
12	盛岡	リード薬局	盛岡市上田1丁目3番10号	019-622-9700	令和3年12月24日	○	○
13	県央	滝沢調剤薬局	滝沢市鶴飼狐洞1番地303	019-687-5711	令和3年12月22日	○	○
14	中部	桜台調剤薬局	花巻市桜台2丁目13-11	0198-21-5036	令和3年12月22日		○
15	中部	小田島薬局	花巻市上町6-5	0198-23-5161	令和3年12月22日	○	○
16	中部	ウエルシア薬局 花巻南川原店	花巻市南川原町126-1	0198-21-3015	令和3年12月22日	○	○
17	中部	ウエルシア薬局 北上さくら通り店	北上市さくら通り1-1-34	0197-63-6980	令和3年12月22日	○	○
18	中部	西和賀すみれ薬局	和賀郡西和賀町沢内大野13-3-22	0197-72-6688	令和3年12月22日	○	○
19	奥州	ウエルシア薬局 奥州江刺店	奥州市江刺八日町1-4-10	0197-35-5192	令和3年12月22日	○	○
20	奥州	ウエルシア薬局 水沢桜屋敷店	奥州市水沢桜屋敷291-1	0197-24-8121	令和3年12月22日	○	○
21	奥州	いちご薬局	奥州市水沢中町55番地	0197-51-1515	令和3年12月27日	○	○
22	一関	青葉の杜薬局 一関店	一関市石畑6-31	0191-31-4510	令和3年12月22日		○
23	釜石	中田薬局 小佐野店	釜石市小佐野町4丁目2-45	0193-21-3355	令和3年12月22日		○
24	宮古	宮古西町薬局	宮古市西町3-3-5	0193-77-5925	令和3年12月22日		○
25	久慈	サンケア薬局 県立久慈病院前店	久慈市旭町第9地割127	0194-61-1888	令和3年12月22日		○
26	県央	薬王堂 岩手医大前調剤	紫波郡矢巾町医大通2丁目7-7	019-601-2295	令和3年12月28日	○	○
27	県央	薬王堂 矢巾調剤	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割445	019-698-2131	令和3年12月28日	○	○
28	県央	薬王堂 西徳田調剤	紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割144	019-681-7361	令和3年12月28日	○	○
29	北上	薬王堂 北上SP調剤	北上市九年橋3丁目13-7	0197-72-5210	令和3年12月28日	○	○
30	一関	薬王堂 山目調剤	一関市山目字中野52-1	0191-33-1185	令和3年12月28日	○	○
31	釜石	バルム薬局	釜石市只越2-5-5	0193-22-3353	令和4年1月4日		○
32	大船渡	調剤薬局ツルハドラッグ高田北店	陸前高田市竹駒町滝の里15-1	0192-53-2268	令和4年1月7日		○
33	二戸	アイン薬局 一戸店	二戸郡一戸町一戸字砂森54-1	0195-31-1280	令和4年1月10日		○
34	二戸	堀野調剤薬局	二戸市堀野字大川原毛89-1	0195-25-5016	令和4年1月10日		○
35	盛岡	ナガハン薬局	盛岡市長橋町17-40	019-648-8227	令和4年2月1日		○
36	中部	花巻駅前薬局	花巻市大通り1丁目10-28	0198-41-1778	令和4年2月1日		○
37	宮古	あさひ調剤薬局	宮古市大通4-5-1	0193-71-2015	令和4年2月1日		○
38	二戸	あかまつ薬局	二戸市石切所字森合79-1	0195-22-5557	令和4年2月1日		○

営業時間については、各事業者にご確認ください。

新型コロナワクチン接種の進捗状況等について

1 県内のワクチン接種の進捗状況

1月6日時点において、全人口に占める2回目接種率は8割を超えており、全国でも上位の接種実績となっている。

また、18歳以上人口に占める3回目接種率は0.7%となっており、全国の接種率(0.7%)と同程度となっている。

【接種実績(1月6日時点)】

1・2回目 接種回数	1回目		3回目	県内の状況
	1回目	2回目		
2,025,790	1,016,842	1,008,948	8,046	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の12歳以上人口約111万7千人のうち、<u>1回目接種は91.0%、2回目は90.3%</u>が終了。 ・県内の全人口約122万1千人のうち、<u>1回目接種は83.3%、2回目は82.6%</u>が終了。 (全国でも上位の接種実績) ・県内の18歳以上人口約105万4千人のうち、<u>3回目接種は0.7%</u>が終了。(全国の接種率は0.7%)

2 3回目接種体制確保の進捗状況

(1) 3回目接種の開始状況(1/7時点)

- ・医療従事者接種は21市町村が接種開始済み、その他の市町村も1月中には接種開始予定。
- ・高齢者施設等の入所者・従事者は全ての市町村が1月中に接種開始予定。
- ・その他の高齢者は、概ね全ての市町村で2月までに接種開始予定。

【各市町村の3回目接種の開始見込時期】

(単位：市町村数)

	対象者の別	開始済	1月中に 開始予定	2月中に 開始予定	検討中
①	医療従事者	21	12	—	—
②	高齢者施設等の入所者・従事者	—	33	—	—
③	①・②以外の高齢者	—	6	26	1

(2) 3回目接種に係るワクチンの供給見込み

- ・概ね令和4年4月までに必要となる分として本県に供給されるワクチンは約49.7万回。
- ・前倒しの接種対象者約48.5万人が接種するのに十分なワクチンが確保できる見通し。

【本県へのワクチン供給見込み(概ね令和4年4月までの分)】

	ファイザー社	モデルナ社	ワクチン供給計	接種対象者(推計)
接種回数	266,760	230,400	497,160	約48.5万人

3 県による集団接種の実施

新型コロナワクチンの3回目接種の接種間隔の前倒しを踏まえ、市町村の接種体制を補完するため、高齢者の接種がピークを迎える2月下旬から順次、県による集団接種を開始する。

(1) 開始時期

令和4年2月下旬

(2) 使用するワクチン

武田/モデルナ社ワクチン

(3) 接種会場

県央地区(2月下旬～)及び県南地区(3月～)に設置

※ 実施日時、接種会場、対象者等の詳細は、後日情報提供します。

いわて旅・いわての食応援プロジェクトの取扱いについて

1 いわて旅応援プロジェクト（第2弾）

(1) 事業概要

① 実施期間

令和3年10月1日（金）から令和4年1月31日（月）宿泊分まで

② 割引等対象

岩手県、青森県、宮城県、秋田県の居住者（令和3年12月11日から隣県拡大）

③ 感染対策（割引条件）

観光庁が策定した旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドラインに基づき、宿泊施設・旅行会社が宿泊・出発前時に「予防接種済証等」又は「検査結果通知書」の確認が必要

(2) 今後における一時停止を行う場合の基準

① 県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル3相当となった場合には、宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）のすべてを一時停止する。

② 隣県のいずれかがレベル3相当となった場合には、当該県居住者の宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）を一時停止する。

※ 上記に関わらず、感染状況等による国、県の対応に応じて一時停止することがある。

2 いわての食応援プロジェクト

(1) 事業の実施状況

① 食事券の利用期間

令和3年8月2日（月）から令和4年1月16日（日）まで

② 食事券の販売状況等（12月6日に完売し、販売終了）

販売数 : 22万9,695冊（額面 約11億4,847万5千円）

(2) 販売済食事券の取扱い

県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル3相当となった場合には、県が県民に対して要請する「基本的な感染対策の徹底」を守りながら使用するようホームページ等で呼びかける。